

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

ア 人口、世帯数及び人口動態

平成 27 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 4-2-1 に、年齢別人口構成比は図 4-2-1 に、港区及び南区の平成 27 年 10 月 1 日現在における昼夜間人口は表 4-2-2 に示すとおりである。

平成 27 年の人口については、名古屋市は増加傾向を示しているが、港区、南区及び調査地域を含む町（大字）は減少している。なお、事業予定地を含む町（大字）の平成 27 年の人口は 40,230 人である。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市、港区、南区及び調査地域を含む町（大字）は、ほぼ同じ値である。

年齢別人口については、名古屋市と比べ港区及び南区ともに 15 歳未満及び 15～64 歳の比率は低く、65 歳以上の比率は高くなっている。

平成 27 年 10 月 1 日現在の昼夜間人口比率は、港区が約 114%、南区が約 100% であり、港区は事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

表 4-2-1 人口及び世帯数（平成 27 年）

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり の人員 (人)	平成 22 年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,295,638	1,058,497	2.17	2,263,894	1.4
港 区	146,745	61,713	2.38	149,215	-1.7
南 区	136,935	61,064	2.24	141,310	-3.1
調査地域を含む 町(大字)	40,230	18,527	2.17	42,679	-6.0

注)1:人口及び世帯数は平成 27 年 10 月 1 日現在

2:増加率(%) = $((A - B) / B) \times 100$

出典)「平成 27 年度国勢調査 名古屋市の人口と世帯数（確定値）」

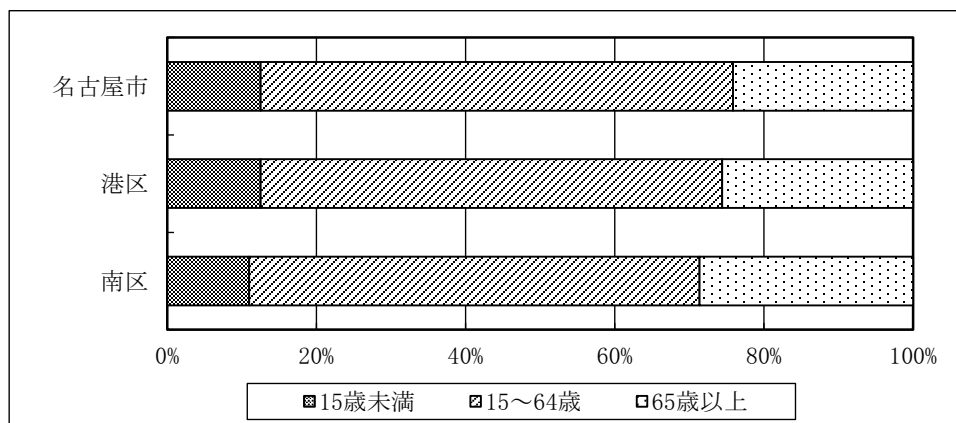
(名古屋市ウェブサイト)

「平成 27 年度国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」

(名古屋市ウェブサイト)

「平成 22 年度国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」

(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成 27 年 10 月 1 日現在

出典)「平成 27 年度国勢調査 名古屋市の人口と世帯数(確定値)」

(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-1 年齢別人口構成比(平成 27 年)

表 4-2-2 昼夜間人口(平成 27 年)

区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2,569,376	2,263,894	113.5
港区	170,191	149,215	114.1
南区	141,832	141,310	100.4

注) 1:平成 27 年 10 月 1 日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

出典)「平成 27 年度国勢調査 名古屋の昼間人口」

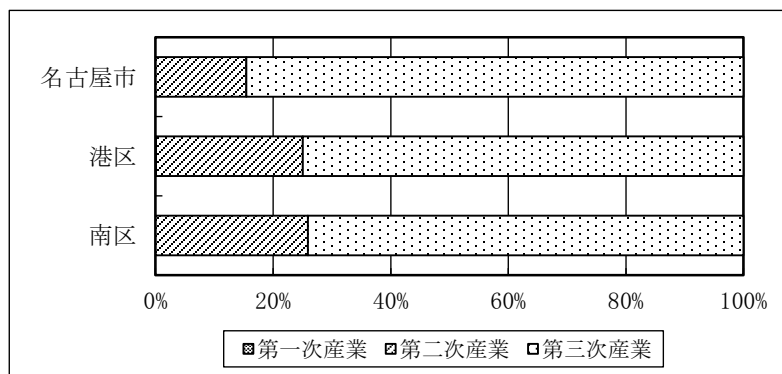
(名古屋市ウェブサイト)

イ 産 業

名古屋市、港区及び南区の平成 28 年 6 月 1 日現在における産業別事業所数は図 4-2-2 に、従業者数は図 4-2-3 に示すとおりである。

名古屋市、港区及び南区における事業所数及び従業者数は、第三次産業の割合が高くなっている。

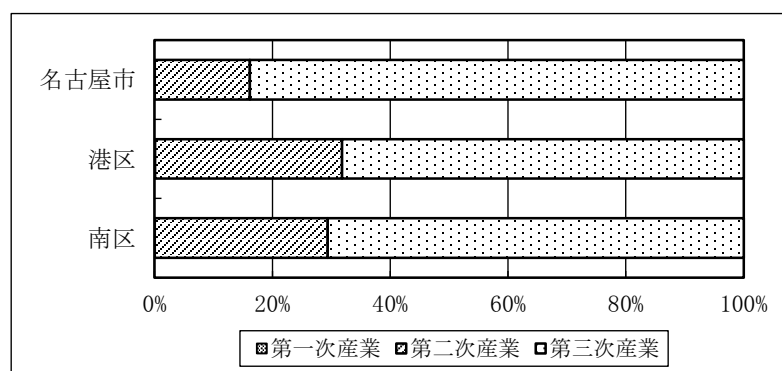
名古屋市との比較では、第三次産業の事業所数及び従業者数の割合は、港区及び南区ともに名古屋市よりも低く、第二次産業の割合は名古屋市よりも高くなっている。



注) 平成 28 年 6 月 1 日現在

出典) 「平成 28 年度 経済センサス活動調査 (確報) 結果の概要」
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-2 産業別事業所数



注) 平成 28 年 6 月 1 日現在

出典) 「平成 28 年度 経済センサス活動調査 (確報) 結果の概要」
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-3 産業別従業者数

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

名古屋市、港区及び南区の平成 30 年 1 月 1 日現在における土地利用の状況は、表 4-2-3 に示すとおりである。名古屋市、港区及び南区における土地利用区分は、宅地の割合が高く、名古屋市では約 82%、港区では約 71%、南区では約 86%となっている。

調査地域の建物用途の状況は、図 4-2-4 に示すとおりである。調査地域は、工業施設用地、住居施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多くなっている。事業予定地の周囲は、工業施設用地、供給・処理・運輸施設用地が多く、住居施設用地、公園・緑地等が点在している。

表 4-2-3 土地利用の状況

単位：a

区分	総数	田	畑	宅地	宅地率	池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
名古屋市	1,840,094	61,842	57,891	1,506,354	81.9%	572	24,715	2,426	28,264	158,030
港区	240,604	38,320	9,079	171,820	71.4%	—	—	—	1,975	19,410
南区	114,289	—	1,007	98,452	86.1%	239	10	—	3,646	10,935

注) 1: 平成 30 年 1 月 1 日現在

2: 宅地率 = 宅地面積 / 総数 × 100

出典) 「平成 30 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

イ 都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

用途地域の指定状況は、図 4-2-5 に示すとおりである。事業予定地の用途区分は工業専用地域、工業地域及び第 1 種住居地域である。また、事業予定地周辺の用途区分も工業専用地域、工業地域及び第 1 種住居地域となっている。

臨港地区の指定状況は、図 4-2-6 に示すとおりである。調査地域には、臨港地区の指定があり、商港区、工業港区及び特殊物資港区に指定されている。なお、事業予定地の周囲には、工業港区の指定がある。

高度地区の指定状況は、図 4-2-7 に示すとおりである。調査地域には、31m 高度地区、絶対高 31m 高度地区及び絶対高 45m 高度地区の指定がある。なお、事業予定地及びその周囲には、31m 高度地区及び絶対高 31m 高度地区の指定がある。

また、調査地域に風致地区の指定はない。

出典) 「名古屋市都市計画情報提供サービス (その他の地域地区、地区計画)」
(名古屋市ウェブサイト)



図 4-2-4 建物用途の状況

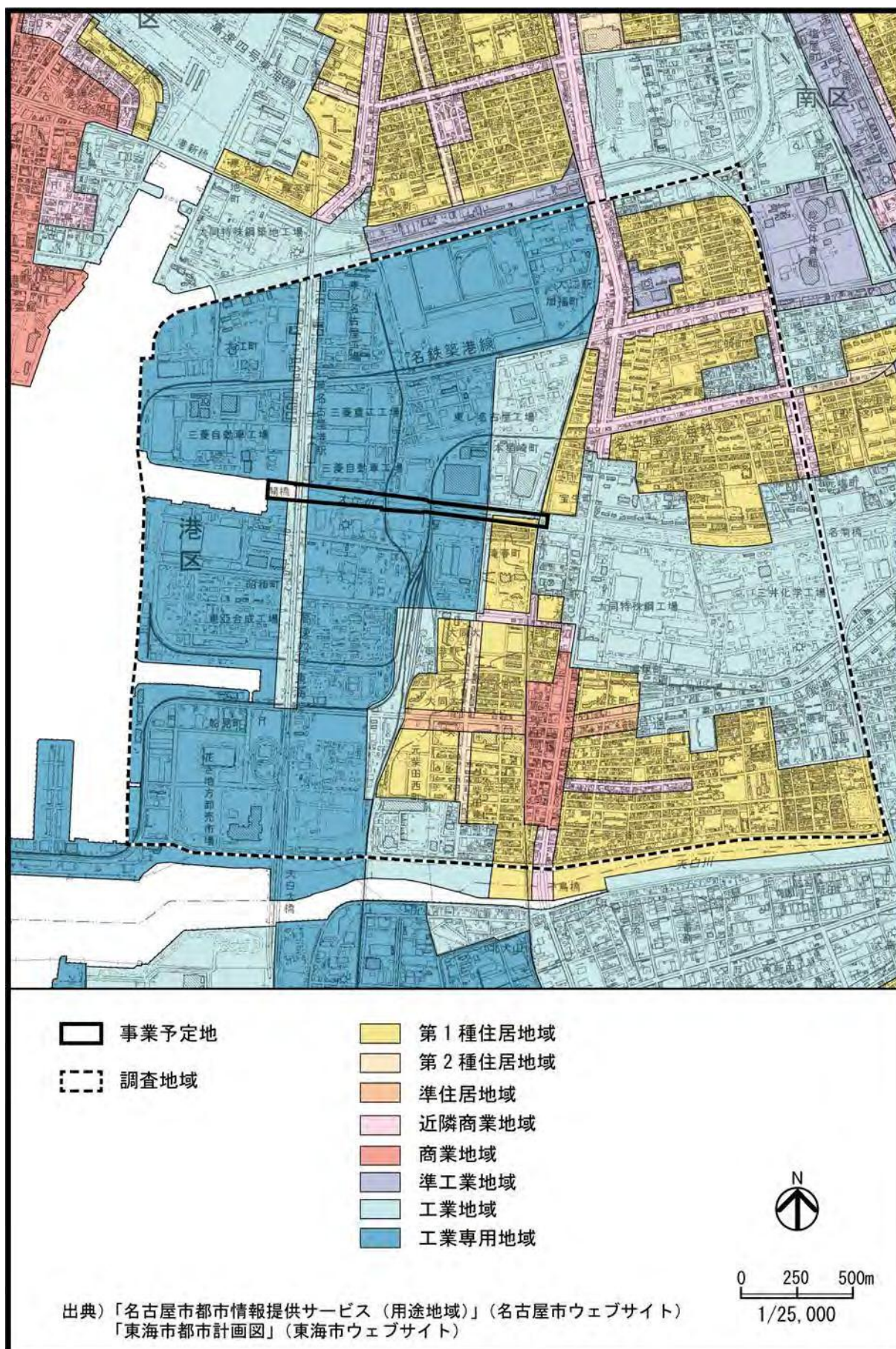


図 4-2-5 用途地域の指定状況図

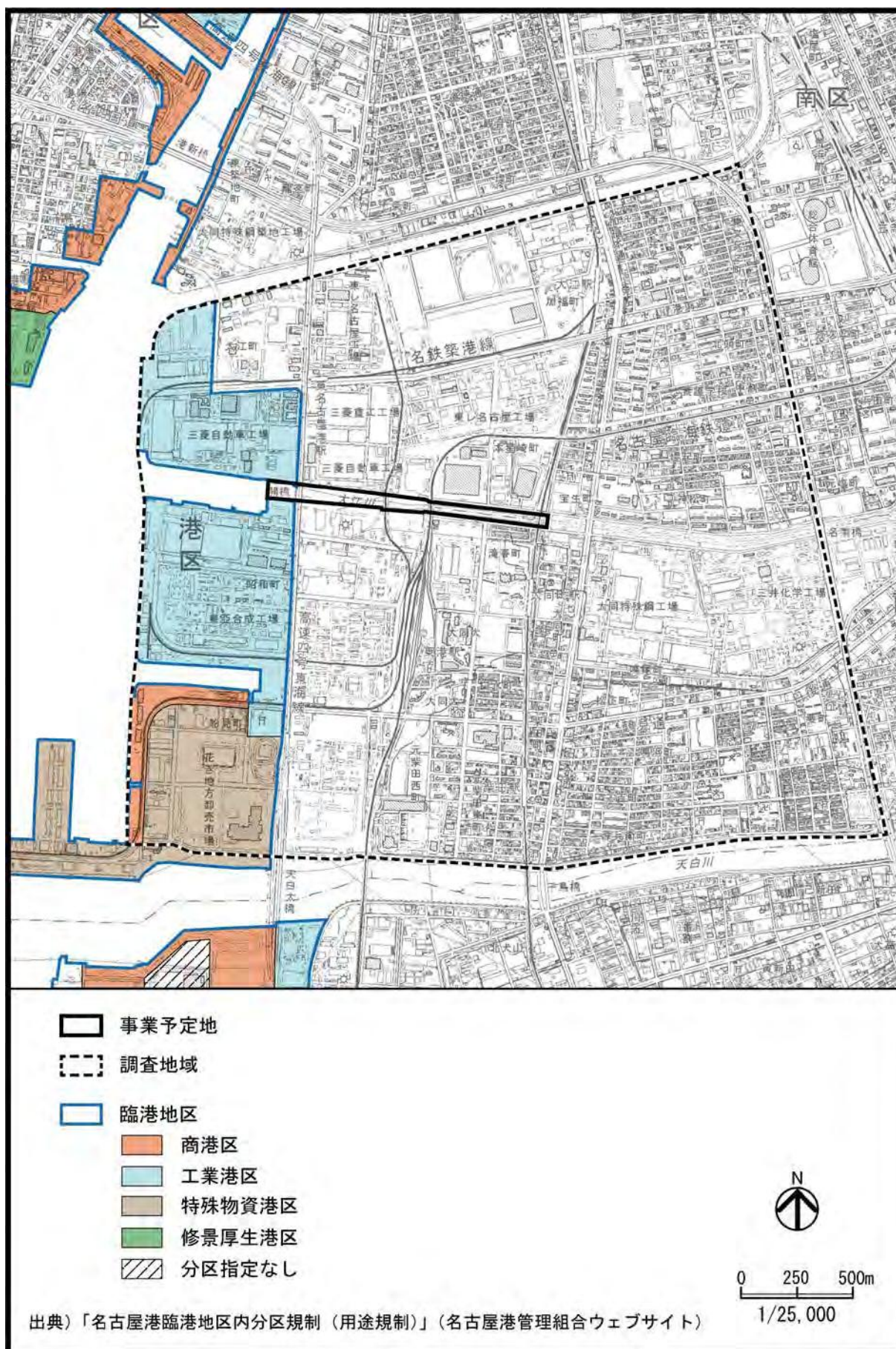


図 4-2-6 臨港地区

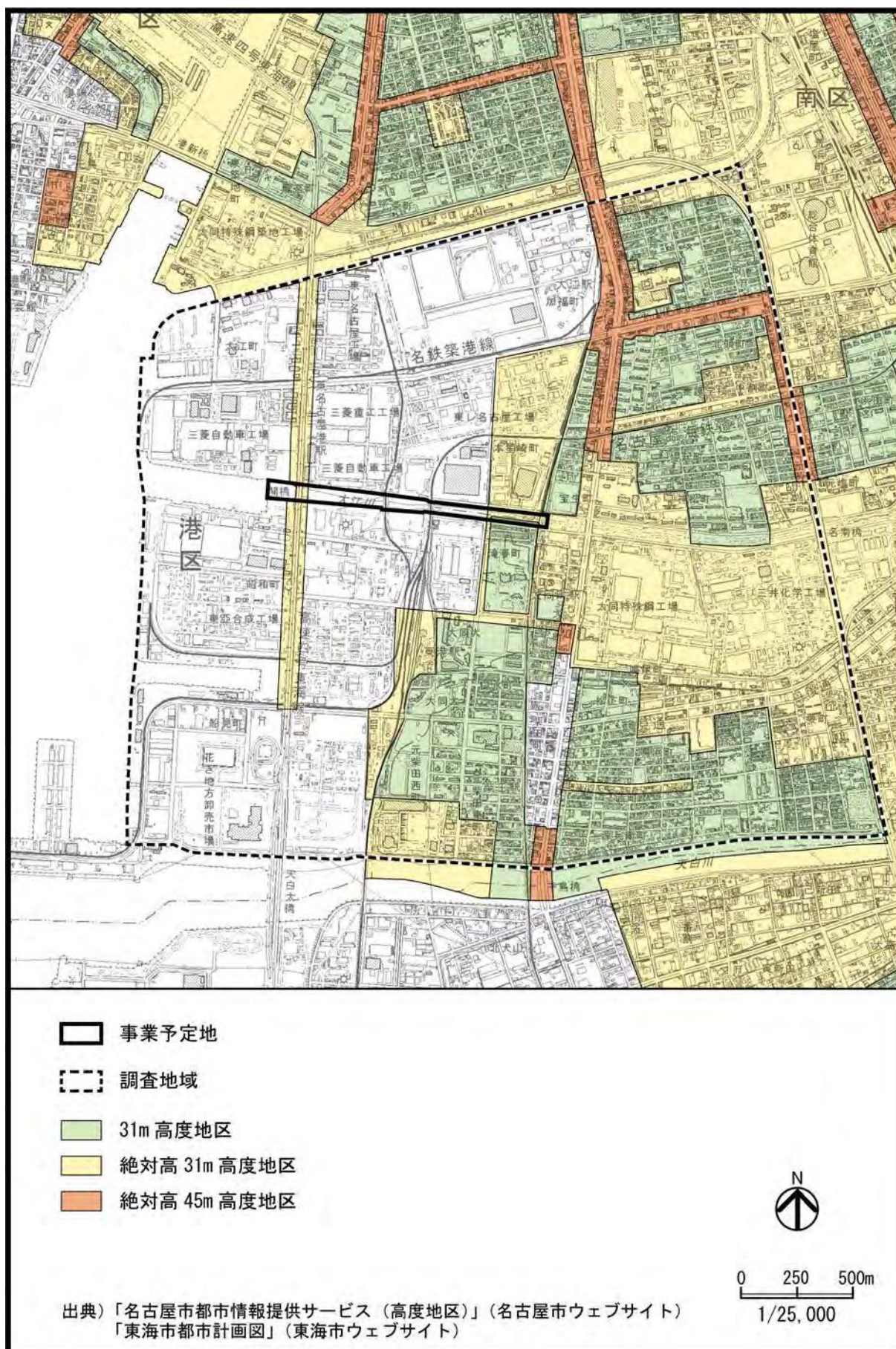


図 4-2-7 高度地区

ウ 周辺地域における開発の動向

大江川の河口において、防潮壁を設置する計画が存在する。

その他の事業予定地周辺における大規模な開発計画は予定されていない。

(3) 水域利用

ア 河川の利用の状況

調査地域の北側を流れる山崎川に許可水利権及び慣行水利権は存在しない。調査地域の南側を流れる天白川水系には、農業用の許可水利権が 6 件、慣行水利権が 18 件、工業用の許可水利権が存在する。

なお、調査地域及びその周辺の河川に漁業権は設定されていない。

出典)「二級河川山崎川水系 河川整備基本方針」(名古屋市, 平成 25 年)

「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」(愛知県, 平成 20 年)

「内水面における禁止区域及び禁止期間」(愛知県ウェブサイト)

イ 海域の利用の状況

事業予定地周辺における海域の利用規制の状況は、図 4-2-8 に示すとおりである。事業予定地周辺の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。

なお、事業予定地周辺の海域に漁業権は設定されていない。

出典)「伊勢湾流域の環境(漁業・漁場)」(伊勢湾環境データベース)

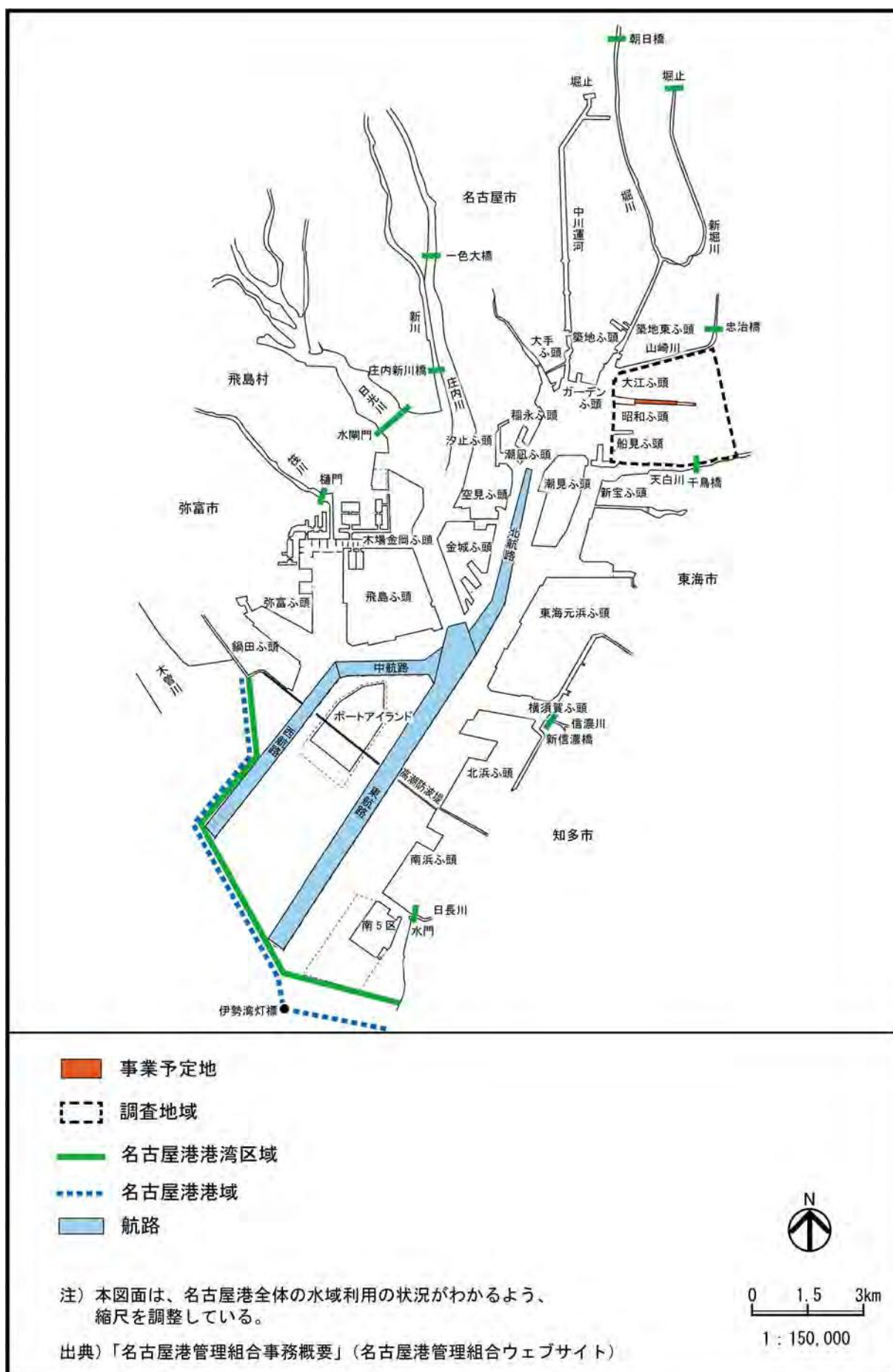


図 4-2-8 水域利用規制状況

(4) 交 通

ア 陸上交通

(7) 交通網（道路網、公共交通機関網）

主要な道路網は、図 4-2-9 に示すとおりである。調査地域には、名古屋高速 4 号東海線、名古屋高速 3 号大高線、一般国道 23 号及び 247 号、主要県道名古屋半田線及び諸輪名古屋線等が通っている。

鉄道の状況は、図 4-2-10 に示すとおりである。調査地域には、名鉄の常滑線及び築港線、臨海鉄道の東港線及び東築線が通っている。

バス路線の状況は、図 4-2-10 に示すとおりである。調査地域には、市バスが通っている。

(イ) 道路交通状況

調査地域における平成 27 年度の交通量調査区間は図 4-2-11 に、調査結果は表 4-2-4 に示すとおりである。事業予定地周辺の道路の自動車交通量は、一般国道 247 号(No.7) が 35,561 台/12 時間及び 48,008 台/24 時間、主要県道諸輪名古屋線 (No.8) が 11,150 台/12 時間及び 14,607 台/24 時間、主要県道名古屋半田線 (No.10) が 10,591 台/12 時間及び 14,721 台/24 時間、主要県道名古屋半田線 (No.11) が 18,836 台/12 時間及び 28,443 台/24 時間である。

また、大型車混入率は、12.9～43.3%である。

表 4-2-4 交通量調査結果（平成 27 年度）

道路種別	No.	路線名	調査区間	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者 (人)	自転車 (台)	動力付 二輪車類 (台)
				12 時間	24 時間	12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
都市高速 道路	1	愛知県道 高速名古屋新宝線 (名古屋高速 4 号 東海線)	江川線～港区・東海市境	19,679	23,902	20.5	—	—	—
	2	名古屋市道 高速 2 号 (名古屋高速 3 号 大高線)	諸輪名古屋線～南区・緑区境	48,686	61,436	12.9	—	—	—
一般国道	3	23 号	緑区・南区境～諸輪名古屋線	56,572	85,989	31.2	—	—	—
	4		諸輪名古屋線～名古屋半田線	56,234	84,351	32.0	—	—	—
	5		名古屋半田線～名古屋東港線	56,265	88,899	36.5	—	—	—
	6	247 号	東海橋線～名古屋半田線	31,272	43,156	13.1	0	0	0
	7		名古屋半田線～南区・緑区境	35,561	48,008	13.6	0	0	0
主要県道	8	諸輪名古屋線	一般国道 23 号～名古屋半田線	11,150	14,607	26.8	0	0	0
	9	名古屋半田線	一般国道 23 号～ 一般国道 247 号	17,831	24,072	18.3	0	0	0
	10		一般国道 247 号～南区・港区境	10,591	14,721	21.5	0	0	0
	11		南区・港区境～港区・東海市境	18,836	28,443	35.1	0	0	0
一般県道	12	名古屋東港線	諸輪名古屋線～名古屋東港線	7,991	10,628	43.3	0	0	0
一般市道	13	明治町東築地線	南区明治一丁目～港区大江町	7,654	—	14.8	393	529	190
	14	弦月宝生線	南区本地通二丁目～ 南区港東通一丁目	7,348	—	14.4	153	533	164

注) 1: 12 時間交通量の観測時間は、午前 7 時～午後 7 時。

2: 「—」は、非観測区間でデータのないものを示す。

3: 路線名の () 内は、通称名を示す。

出典) 「平成 27 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)



図 4-2-10 鉄道網及びバス路線図



図 4-2-11 交通量調査区間

(ウ) 公共交通機関の利用状況

調査地域を通る名鉄線における平成 29 年度の駅別乗車人員は、表 4-2-5 に示すとおりである。平成 29 年度における駅別乗車人員は、大江駅が約 1,040,000 人、大同町駅が約 2,400,000 人、柴田駅が約 820,000 人及び東名古屋港駅が約 1,250,000 人である。

表 4-2-5 駅別乗車人員（平成 29 年度）

単位：人

路線名	駅名	乗車人員
名鉄常滑線	大江	1,035,839
	大同町	2,399,311
	柴田	818,945
名鉄築港線	東名古屋港	1,249,435

出典)「平成 30 年版 名古屋市統計年鑑」

(名古屋市ウェブサイト)

イ 海上交通

(7) 航路の状況

名古屋港の航路の状況は、表 4-2-6 及び前掲図 4-2-8 に示すとおりである。名古屋港には、高潮防波堤開口部を通る東航路及び西航路と、それらに接続する北航路がある。

表 4-2-6 名古屋港の航路

名称	延長 (m)	幅員 (m)	水深 (m)
東航路	10,000	580～610	15.0～16.0
西航路	8,400	350～400	12.0～16.0
北航路	5,000	200～400	10.0～12.0

出典)「名古屋港要覧 2019」(名古屋港管理組合)

(イ) 入港船舶の状況

名古屋港の入港船舶数及び総トン数は、表 4-2-7 に示すとおりである。平成 30 年の入港船舶数は約 33,000 隻、総トン数は約 2 億 4 千万トンである。

表 4-2-7 名古屋港の入港船舶数及び総トン数（平成 30 年）

合 計		外航船		内航船	
隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
33,404	237,613,594	8,008	197,813,120	25,396	39,800,474

出典)「名古屋港統計年報（平成 30 年）」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

(5) 地域社会等

ア 学校、病院、コミュニティ施設等

学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、表 4-2-8 及び図 4-2-12 に示すとおりである。調査地域には、保育所・子ども園が 9 箇所、幼稚園が 1 箇所、小学校が 6 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、特別支援学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、コミュニティセンターが 6 箇所、病院・診療所が 4 箇所、福祉施設が 5 箇所、児童館が 1 箇所ある。

表 4-2-8 学校、病院、コミュニティセンター等

区分	No.	名称	区分	No.	名称
保育所・子ども園	1	神松保育園	特別支援学校	19	南養護学校分校
	2	宝生保育園	大学	20	大同大学
	3	ゆう保育園	コミュニティセンター	21	大生ふれあいセンター
	4	eagle HOUSE		22	宝生コミュニティセンター
	5	白水保育園		23	宝南コミュニティセンター
	6	葵第二幼稚園		24	白水コミュニティセンター
	7	大生幼児園		25	千鳥コミュニティセンター
	8	葵第一幼稚園		26	つどいの館和光
	9	菜の花保育園		27	大同病院
幼稚園	10	大江幼稚園	病院・診療所	28	山口病院
小学校	11	白水小学校		29	南医療生協かなめ病院
	12	柴田小学校		30	アイ・レディスクリニック
	13	大生小学校	福祉施設	31	ゆうあいの里大同
	14	宝小学校		32	南生苑
	15	千鳥小学校		33	はるかぜ
	16	宝南小学校		34	ケアマキス柴田
中学校	17	名南中学校		35	なごやの家中割
高等学校	18	大同大学大同高等学校	児童館	36	南児童館

注) 診療所は、病床を有する診療所のみ記載した。

出典)「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)

「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)

「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)

「病院名簿(平成 30 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)

「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)

「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)

「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」(名古屋市ウェブサイト)

「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)

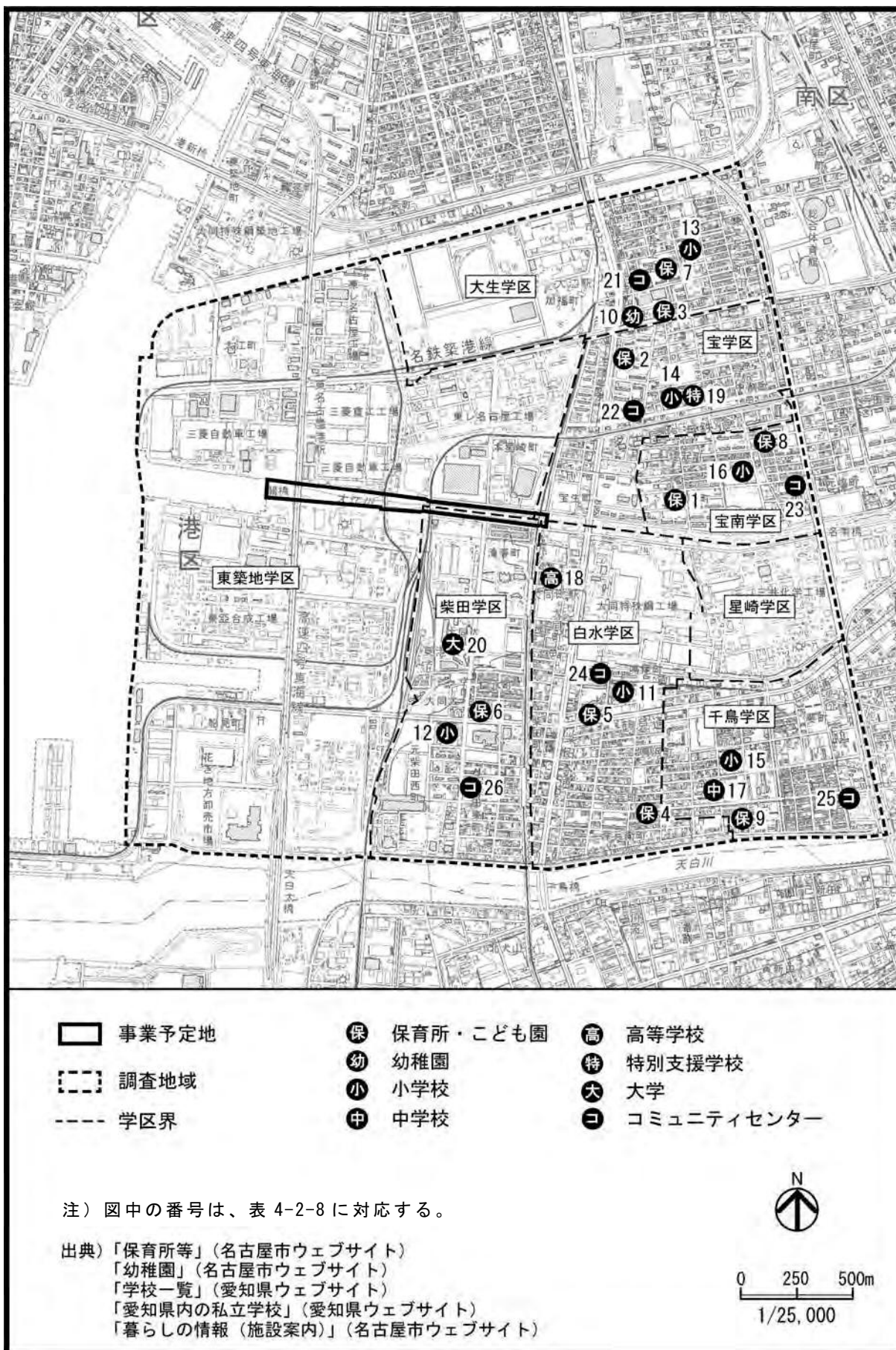


図 4-2-12(1) 保育所・子ども園、教育施設、コミュニティ施設位置図



図 4-2-12(2) 病院、福祉施設等位置図

イ 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ウェブサイト）
「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）

ウ 交通安全の状況

平成 30 年における名古屋市内の交通事故死者数は 55 人となっており、前年からは 16 人増加している。また、調査地域が位置する港区及び南区の交通事故死亡者数は港区が 9 人、南区が 5 人となっており、前年から港区で 2 人、南区で 5 人増加している。

出典）「市内の交通事故発生状況（平成 30 年中）」（名古屋市ウェブサイト）

エ 下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 30 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 99.3%（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっている。

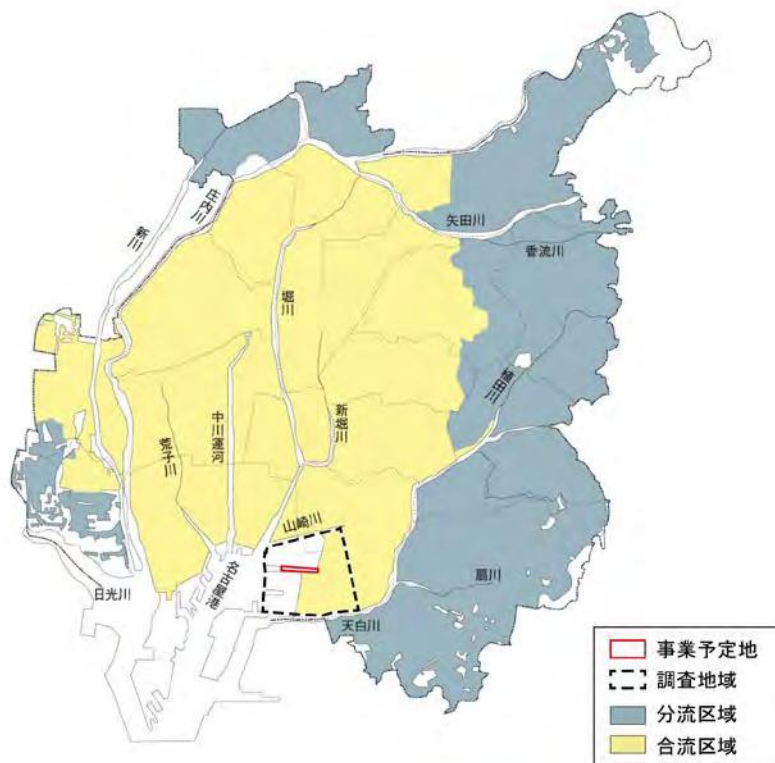
また、名古屋市の下水道整備状況は図 4-2-13 に示すとおりであり、調査地域の東側は合流区域となっている。

なお、事業予定地の一部を含む大江川河口地域には公共下水道が整備されていない。

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）×100

出典）「平成 30 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市ウェブサイト）

参考）名古屋市への聞き取り調査



注) 平成 29 年度末現在

出典)「なごやの水道・下水道 (令和元年度版)」

(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 4-2-13 下水道の整備状況

オ 廃棄物等の発生状況等

名古屋市における平成 30 年度のごみ収集搬入量は 610,663 トンで、前年度と比べ約 0.1%減少している。

平成 30 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 4-2-9 に示すとおりである。港区及び南区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

表 4-2-9 ごみ及び資源収集量 (平成 30 年度)

単位: トン

区分	ごみ収集					資源収集	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀体温計等	環境美化		
名古屋市	379,625 (80.9%)	18,541 (4.0%)	8,311 (1.8%)	122 (0.03%)	1,448 (0.3%)	60,922 (13.0%)	468,968 (100.0%)
港区	24,914 (81.3%)	1,271 (4.1%)	467 (1.5%)	— —	252 (0.8%)	3,727 (12.2%)	30,630 (100.0%)
南区	22,914 (81.1%)	1,151 (4.1%)	423 (1.5%)	— —	127 (0.4%)	3,645 (12.9%)	28,260 (100.0%)

注) 1: () 内の数値は、収集量に対する各区分の収集割合を示す。

2: 四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3: 「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

出典)「事業概要 (令和元年度資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

(6) 関係法令の指定・規制等

ア 公害関係法令

(7) 環境基準等

a 大気汚染（資料－ 9 （p.214）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準は適用されない。

b 騒 音（資料－ 1 0 （p.216）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c 水質汚濁（資料－ 1 1 （p.217）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、事業予定地周辺の河川の類型区分は(i)表では堀川及び山崎川が D 類型、天白川が C 類型、(ii)表では 3 河川ともに生物 B に該当する。

また、事業予定地周辺の海域の類型区分は、(i)表では C 類型（名古屋港（甲））、(ii)表では IV 類型（伊勢湾（イ））、(iii)表では生物 A に該当する。なお、現時点で、(iv)表による類型指定はなされていない。

d 土壌汚染（資料－ 1 2 （p.225）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e ダイオキシン類（資料－ 1 3 （p.226）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準等

a 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

b 騒音 (資料－14 (p.227) 参照)

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

c 振動 (資料－15 (p.231) 参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

d 悪臭 (資料－16 (p.234) 参照)

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

e 水質及び底質（資料－１７（p.236）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

このほか、埋立場所等に排出しようとする水底土砂については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）により、判定基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」（環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達）により、暫定除去基準が定められている。

このほか、「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排水については、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。（資料－１８（p.240）参照）

f 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、事業予定地を含む地域（公有水面は除く。）は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制区域に指定されており、工業用に地下水を採取する場合であって、揚水機の吐出口断面積が 6cm²を超える場合は市長の許可が必要となる。

g 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（名古屋市においては市長）が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、3,000m²以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900

m²以上)の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地において過去に特定有害物資等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等では、500m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成・提出した後に、土壤汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。('土壤汚染対策法'に基づき調査を行う場合を除く。)

土壤に係る規制基準は、「土壤汚染対策法」、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)、「名古屋市環境保全条例」において、それぞれ定められている。(資料-19 (p.241) 参照)

h ダイオキシシン類

「ダイオキシシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシシン類について、排出基準が定められている。

i 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

j 日 照

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限が定められている。

k 緑 化

「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、第1種住居地域、工業地域及び工業専用地域については、敷地面積300m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の10分の1.5以上を緑化する必要がある。

Ⅰ 地球温暖化

(a) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000m² を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

(b) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kL以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届け出なければならない。

Ⅱ 廃棄物関係法令

(7) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

(4) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、ア

スファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

ウ 自然環境関係法令

(ア) 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

(イ) 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

(ウ) 緑地保全地域の指定状況

調査地域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

(エ) 鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

エ 防災関係法令

(ア) 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

(イ) 地すべり防止区域の指定状況

調査地域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(エ) 災害危険区域の指定状況

調査地域は、図 4-2-14 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、

「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

（オ） 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域は、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

（カ） 河川保全区域の指定状況

調査地域の南側を流れる天白川には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川保全区域に指定されており、河川の法尻から 18m の範囲で土地の形状を変更する行為や工作物の新築、改築を行う場合には、河川管理者の許可が必要となる。

（キ） 海岸保全区域の指定状況

事業予定地の位置する大江川には、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づき、海岸保全施設（防潮壁）の位置にあわせて海岸保全区域が指定されている。

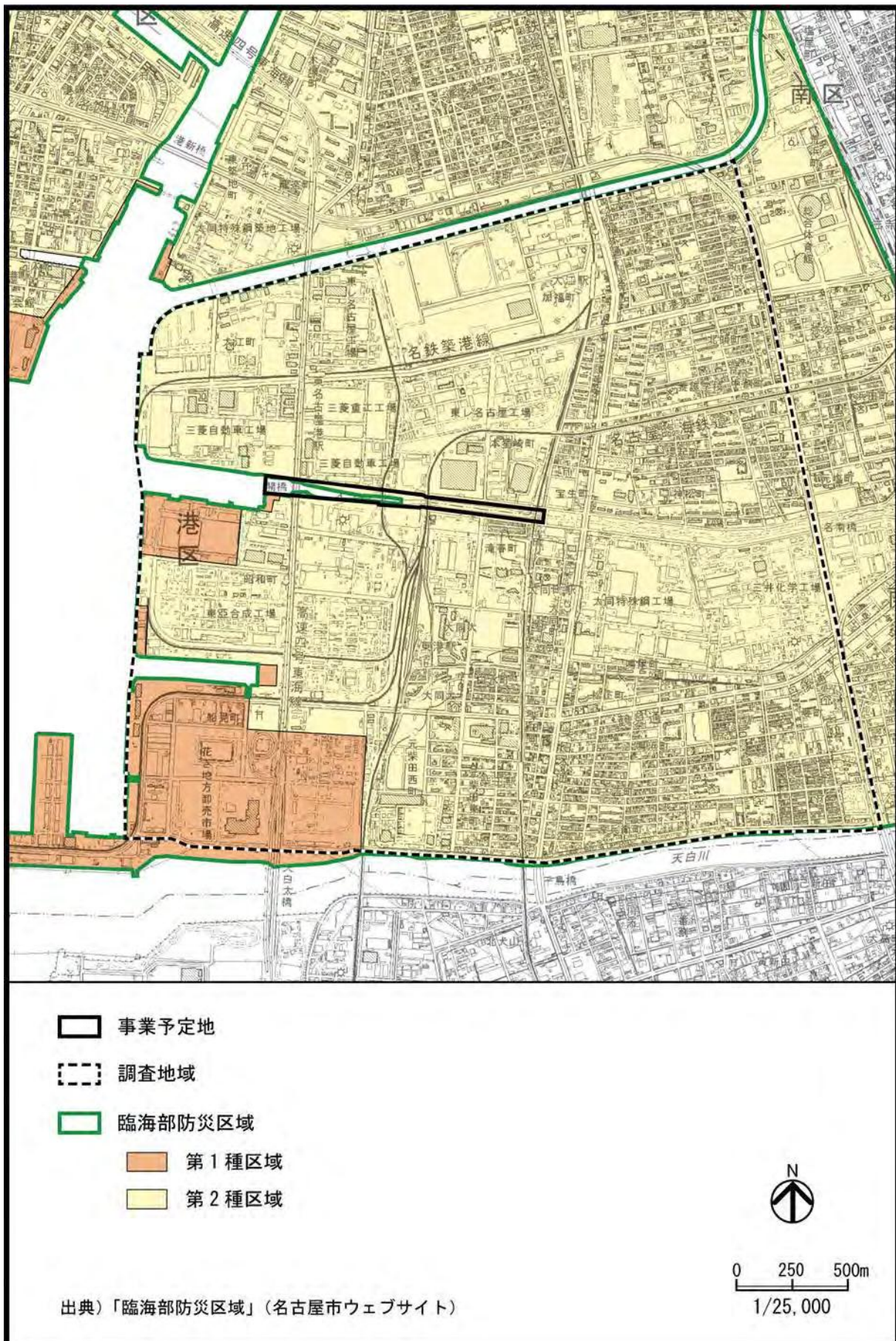


図 4-2-14 災害危険区域の指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

イ 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

ウ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、生物多様性条約 COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-2-10 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表4-2-10 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る 環境首都 なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

エ 名古屋港港湾計画

名古屋港では、「名古屋港港湾計画改訂」（名古屋港港湾管理者・名古屋港管理組合，平成 27 年 12 月）において、良好な港湾環境の形成に向け、表 4-2-11 に示す基本方針に基づき、環境施策に取り組んでいる。なお、事業予定地は、港湾計画において前掲図 2-2-3 に示すとおり「緑地」及び「その他緑地」となっている。

表 4-2-11 名古屋港港湾計画における基本方針

基本方針	港湾環境の維持・回復・創造	周辺地域や海域への環境にも配慮し、身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、貴重な自然環境の保全、生物多様性への配慮、水環境の改善により、「港湾環境の維持・回復・創造」を図っていく。
	港湾における環境負荷の軽減	大気環境対策や地球温暖化対策を推進するほか、資源循環に取り組み、「港湾における環境負荷の軽減」を図る。

オ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。現在は、2025 年までを目標とした「第 2 期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

カ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減（ともに 1990 年度比）を提示している。

キ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

ク 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

また、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」の策定等を踏まえ 2030 年度に向けた新たな温暖化対策の計画として「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画 2018-2030」を平成 30 年 3 月に策定し、2030 年度に向けた新たな削減目標として、温室効果ガス排出量の 27%削減及び最終エネルギー消費量の 14%削減（ともに 2013 年度比）を掲げている。

ケ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 28 年 3 月には、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。